

令和6年度 長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請のご案内

長野県では、授業料に対する就学支援金とは別に、授業料以外の教育費負担軽減を目的として、一定の所得以下の世帯に対して奨学給付金を支給します。

なお、この奨学給付金は返済不要です。

1 支給対象者

令和6年7月1日（基準日）現在、次の全ての要件に該当する世帯

7月1日に休学している場合や7月2日以降に入学した場合等は基準日が異なりますので、注意事項②をご確認ください。

- (1) 対象となる高校生等が、以下のいずれかに該当すること
 - ① 平成26年4月1日以降に高等学校等就学支援金の支給対象校に入学し、在籍していること（高等学校等就学支援金の新制度が適用になる者）。
 - ② 高等学校等就学支援事業補助金（専攻科への修学支援）の対象となる高等学校等専攻科に在籍していること。
- (2) 保護者等（親権者）が長野県内に住所を有すること（住民票上の住所が県内にあること）。
- (3) 保護者等全員の令和6年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の額が0円（非課税）、又は生活保護（生業扶助）を受けていること。

注意事項

- ① 1の「高校生等」には、次の者は含みません（支給対象外です）。
 - ア 特別支援学校の高等部に在学している者
 - イ 児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている者（母子生活支援施設の高校生等を除く）
- ② 7月2日以降に入学する又は7月1日に休学している場合の基準日は次のとおりです。
 - ア 7月2日以降10月1日までの間に入学した場合は入学日が基準日。
例：入学日10月1日 → 基準日10月1日
 - イ 7月1日に休学している者が7月2日以降10月1日までの間に復学した場合復学日。
例：7月1日に休学していた者が9月1日に復学 → 基準日9月1日
- ③ 10月2日以降に入学した場合は、当該年度の給付金は支給対象外です。
- ④ 次の場合は、長野県に申請できません。
 - ア 単身赴任等により保護者が他の都道府県に在住している（別居している）場合で、他の都道府県に申請を行っている場合（申請予定を含みます）
 - イ 7月2日以降に入学する者について、すでに他の都道府県（長野県教育委員会を含む）で同様の給付を受けている場合（申請を行っている場合を含みます）

2 対象高校生等1人当たりの支給額

区 分			支給額（年額）
①生活保護（生業扶助）受給世帯（③に該当する世帯を除く）			52,600円
②道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円である世帯 （上記の生活保護（生業扶助）受給世帯を除く）	通信制以外	第1子の高校生等	142,600円
		ア 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 イ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	152,000円
	通信制		52,100円
③専攻科在籍世帯で、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円である世帯			52,100円

※保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円の世帯の高校生等において、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、1人当たり81,000円を上記支給額に加算することができる。

3 資金使途

授業料以外の教育に必要な経費

「授業料以外の教育に必要な経費」とは下記のような経費が該当します。

（1）生活保護（生業扶助）受給世帯

修学旅行費、学習塾費等の生業扶助で給付される経費と重複しない授業料以外の教育費。
なお、給付金については計画的に活用できるよう、担当の福祉事務所等とも相談すること。

（2）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円である世帯（上記（1）の世帯を除く）

修学旅行費、学習塾の費用、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費 等

4 給付金の支給

支給は年1回です。提出のあった口座振込依頼書に記載された申請者の口座に、年額を一括で振り込みます。（新入生に限り年額の一部を早期給付することができます。別途案内がありますのでご確認ください。）

5 お問い合わせ先

長野県 県民文化部 県民の学び支援課 私学振興係
電 話：026-235-7058（直通）

長野県外の私立高等学校等に在学する場合の申請方法

長野県以外に本校がある広域通信制高校等に在学する場合は、こちらの方法で申請してください。

1 申請書類入手方法

下記URL（長野県ホームページ）からのダウンロード

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ken-manabi/kyoiku/gakko/shiritsu/annai/kyufu.html>



2 提出書類

(1) 申請者全員が提出するもの

① 長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請兼口座振込依頼書（様式第1号）

ただし、給付金の受領を申請者以外の第三者に委任する場合は、上記長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請兼口座振込依頼書（様式第1号）とともに長野県私立高等学校等奨学給付金口座振込依頼書兼委任状（様式第5号）を提出してください。

② 振込先口座の通帳の写し

金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が記入されている部分を添付してください。

③ 在学証明書（要領様式5）

生徒が在学する高等学校等で証明を受けてください。

(2) 世帯区分に応じて提出する書類

① 生活保護（生業扶助）受給世帯に該当（2ページの支給額の表①に該当）

ア 生活保護受給証明書（要領様式3）（福祉事務所等で証明を受けてください。）

基準日現在、生活保護（生業扶助）を受けていることが確認できるもの

② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に該当（2ページの支給額の表②に該当）

ア 保護者等全員の令和6年度の課税証明書等（原本を提出してください。）

(3) 制服の再購入に応じて提出する書類

① 制服が災害等により喪失・毀損したことがわかる書類（罹災証明書等）

② 再度、制服の購入が必要であることがわかる書類（通学する高等学校等による証明書等）

3 提出先

下記送付先へ申請書類一式を提出してください。

送付先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県 県民文化部 県民の学び支援課 私学振興係 宛

4 提出期限

下記期限までに申請書類一式を提出してください。

基準日	提出期限	備考
令和6年7月1日	令和6年9月30日（月） 消印有効	
令和6年7月2日～10月1日	令和6年11月29日（金） 消印有効	最終期限

*基準日により提出期限を2回に分けています。

提出書類確認リスト

申請書を提出する前に、次のチェックリストでもう一度確認してください。記入漏れや添付書類に不備があると、申請書が受理できない場合があります。

1 長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請兼口座振込依頼書（様式第1号）

- 申請書に記入漏れはありませんか。記入例等を参考に確認をお願いします。
- 振込口座は、申請者本人（申請書の申請者欄に記入された方の名義）のものでしょうか。
- 口座番号等がわかる部分の通帳写しを添付しましたか。
*金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が記載されている部分の写しが必要です。
- 申請書裏面の誓約事項について、内容を確認しましたか。確認の上、署名の漏れはありませんか。
- 長野県外の私立高等学校等に在学する場合、在学証明書は添付しましたか。

留意事項

- ・「誓約事項」において、基準日現在、生徒本人及び兄弟姉妹（15歳（中学生を除く）以上23歳未満）を扶養していることを確認します。
（令和6年度からは、生徒本人及び15歳（中学生を除く）以上23歳未満）を扶養している兄弟姉妹の健康保険証の写しは不要になります）
該当する者は、申請書内の誓約事項の欄で必ず扶養の申し立てを行って下さい。

2 保護者等の道府県民税所得割・市町村民税所得割の額が確認できる書類

- 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円である世帯に該当する場合、課税証明書、非課税証明書のいずれか原本を添付しましたか。
- 生活保護（生業扶助）受給世帯の場合、福祉事務所長が発行する証明書の原本を添付しましたか。（当該年度の基準日以降に発行されたものに限りません。）

3 長野県私立高等学校等奨学給付金口座振込依頼書兼委任状

- （給付金の受領を生徒が在学する私立学校等の第三者に委任する場合のみ提出してください。）
- 給付金の受領を申請者以外の第三者に委任する場合は、長野県私立高等学校等奨学給付金口座振込依頼書兼委任状（様式第5号）を記入しましたか。

*申請書に記入された内容や添付書類にて、受給資格の判断ができない場合や記入内容に不明な点がある場合は、追加で書類の提出をお願いすることとなりますので、ご承知おき願います。